

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第 20 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 11 月 9 日 (金)		
開 会	午後 5 時 15 分	閉 会	午後 6 時 40 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、金谷洋治、太田縁、椋田昇一、 山田延孝、寺坂寛夫、砂田典男、田村繁巳、中村晴道、谷口秀夫、 入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和		
傍 聴 者	6 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本海新聞、赤旗、共同通信、山陰 中央新報、中国新聞、山陰中央テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後5時15分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それでは、ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開催をいたします。本日の議題は、特別委員会の報告についてということと、今後の日程についてということを経験と上げさせていただいております。ただいま申し上げました2つの提案につきましてはリンクするところがございますので、同時に協議をさせていただきたいというふうに思います。それと、今、事務局の方から皆さんのお手元にお配りをいたしました、特集市庁舎耐震改修案の検証というペーパーが出ておるかというふうに思います。これは12月の鳥取市報の粗原稿だということのようございまして、本日の特別委員会で御議論をいただき、訂正箇所等があれば決めていただきたいというような申し出がございました。当面この原稿のチェックが急ぎますので、まず最初にこの鳥取市報に掲載をいたしますこの原稿の審議に入りたいと思います。今、提出したものでございますから、お目通しいただけないと思いますけれども、読み上げていく中でチェックできればと思います。よろしくお願いいたします。

◆伊藤幾子 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今日決めていただきたってという申し出があったってことを言われましてけれども、持ち帰りなしっていうことを前提にやるってということですか。

◆橋尾泰博 委員長 委員の皆さんから、どんな意見が出るかまだ今提案をしたところでございます。それで、ただいま事務局の方にこの鳥取市報の原稿の最終締め切りを確認をしていただきたいということで確認を取らせました。今、私の手元のところにまいりましたのは、13日中ということで返事が返ってまいりました。ということでございまして、言えば、当初今日できまして決めていただきたいということでございましたけれども、13日中ということで3、4日余裕があるようございしますが、また皆さんにお集まりをいただくということになりますと、今日が9日でございますから、10日、11日、土曜日、日曜日ということになります。12日か13日かということに相なってまいりますが、皆さんのお時間が取れる予定ってというのはございますか。私は、13日は2時頃からは体が空くんですけども、12日は1日岡山に出張でおりませんので。

◆伊藤幾子 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 日程取れる、取れないということはあると思いますがね、先ほどの全協でも質疑応答っていう限定はあったにも関わらずいろんな意見が出たわけですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 それで、やっぱり私はちゃんと持ち帰らせていただきたいと思います。そして持ち帰って検討できるように、ぜひ、していただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。伊藤委員の方から、急な提案であり一度会派に持ち帰って検討をし、御提案をしたいという申し出がございました。各委員の皆さまがたの御意見もお聞かせをいただきたいと思います。はい、どっちがいいのかな。上田委員。

◆**上田孝春 委員** 事務局、これ13日でないといけんの、もうちょっと15日か、その辺の余裕がないのかな。

◆**橋尾泰博 委員長** 事務局の方も一度ちょっと確認を取ってくれるかな。15日に特別委員会を招集する予定にしておるんで、15日まで延ばせられないか、ちょっと担当者と交渉してください。事務局に今確認を取らせていますのでもう少ししばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。前回の特別委員会で、今後の日程の進め方ということを御提案を申し上げました。今日、日本設計の方から検証の報告書が出てまいりました。今回のこの検証作業でございますが、この住民投票の結果を受けて、市民の皆さんの方からは大きなお金をかけずに整備を進めて欲しいとする選択をされたという経緯がございます。市民の意思を尊重して耐震改修案を進めていくと、市長も住民投票の後にそのように明言をしておられます。と同時に、議会の方にも、議会が提案された住民投票であるので議会で基本計画的な方針を出していきたいとも述べておられます。議長もそれを受け特別委員会を設置し、我々に諮問された経緯がございます。委員会としての方針を定めということは当然でございますが、耐震改修案の整備に向けての、昨年鳥取市が3月25日に基本方針案を定めました。その原案を基に市民フォーラムというかたちで市民の皆さんに御説明をされました。このような基本方針案の作成、検証は検証として具体化していかなければなりませんし、この耐震改修案の整備に向けての基本方針案の作成、これも我々特別委員会に求められている課題であるというふうに思いますし、その方針案が固まればそれを特別委員会の方向性、方針として報告書の作成をし、議長の方に答申をする報告書の作成も出てまいります。

このように多くの課題がございますし、当然特別委員会の皆さんの議論の中で議会の責任は重いのであるから、この検証が出た段階か、あるいは方向性が定まった段階で、市民の皆さんにきちっと議会としての方向性を市民の皆さんに説明しなければならぬ。市民報告会になるのか、市民説明会になるのか、市民フォーラムになるのか、まだ明らかではございませんけれども、市民の皆さんにきちっと説明をする、その責任があるという認識は全委員の皆さまお持ちであろうというふう思います。こういうことも含めて今後どのような進め方をして、組立てをして進めていくのかという点について、今日御議論をいただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 1つ確認をさせてください。先ほどの全協のときの経過報告の中でも言われたことなんですけれども、住民投票の結果を受けてその基本計画的なものを検討するとして、そういったことを議長からこの委員会は諮問されているわけですか。この基本計画に匹敵するものをというのは、確か特別委員会の第2回のときに当局の方からそういう答えが返って来たんですよ、基本計画に匹敵するようなものを議会の方でという。私の認識では、基本計画的なものを検討するということを前提にこの委員会が作られたという頭はさらさらありませんし、そういった確認も一切しとりませんし、委員長の今の話を聞いていましたら、何かそれが前提になっているんですが、そこはどうですか、はっきりさしてください。

◆**橋尾泰博 委員長** この住民投票の後に、鳥取市長が、マスコミのインタビューにも答えられましたし、この本会議場でも当議員に対して答弁をされております。議会が提案された住民投票

であるので、議会としての基本計画的な方針という、この市庁舎の耐震改修の整備方針、これを提案していただきたい。このことは36人の議員が聞いておるわけでございます。そういうことで、その方向で向かっております。ただ、この件については、この特別委員会の中でも再三私も発言をいたしておりますように、市長のその基本計画的な方針というのはどういうものを求めておられるのか、箇条書きでもいいから具体的に出していただきたいということを執行部の方にも再三申し上げてまいりました。その中で羽場部長の方から現在検証作業に向けての議論をしていただいております。その検証作業が言えば、重要でありスタートであるということでございますが、その基本方針、基本計画的な方針というのは、基本計画ではないというふうに私は理解しておりますし、皆さんもそうであろうと思います。それで、基本方針だということでございます。市庁舎整備局長等も話をいたしまして、先ほども申し上げましたけども、鳥取市が昨年まとめられた新築移転の基本方針案を提示をされまして、このようなかたちでの基本方針案を特別委員会でまとめていただきたい、議会でまとめていただきたいというようなやり取りもしております。そういうようなことで、そのような提案をさせていただきます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私はこういうふうに思っているんです。市長が基本計画的なものを議会に求めたという発言は私ももちろん聞いておりますけれども、この委員会の中の議論、私はこういうふうに考えているのは調査案、いわゆる2号案について知見の活用として業者に委託をしたんだけれども、これは実現できないということで、そういった2号案の理念、そういったものを踏まえたかたちでの変更案、これが今日示されたわけでありまして、これをそれぞれ委員会として、我々議会として、この変更案についてそれを方針にするかどうかということについては、これは議会がそれを方針として出すということがどうなのかなという私には思いがあるんです。ですから、報告として執行部サイドにその報告はしますけれども、議会としては2号案については検証の結果、元の2号案は、いわゆる実現できなかったと。その理念に近いものとして修正案としてこういったものが出てきましたということについて、これを執行部、私は執行部サイドにこの報告はするんだけれども、それがいわゆる基本計画的なものというふうに私は考えておりませんし、それはやはり考えるのがやはり執行部サイドだというふうに私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 今上杉委員がおっしゃったこととね、ほぼ同類項のことを申し上げますけども、私はこの委員会というのは、調査検証の委員会だというふうに認識しておりますし、ただ、基本計画的なものを議会というふうにおっしゃるなら、市長や執行部が、この検証委員会でもなしにその相談のできる受け皿を新たにお作りになることは、議会としても執行部としても合意になれば、お作りになってされることであって、我々としては、もう忠実に検証していた結果をまとめて、こうございましたということを執行部にお渡ししたら、後はやっぱり議会全体として執行部から相談があれば協議をすればいいと思いますけども、この特別委員会は、あくまでもそこまで踏み込んだ方針案を作るという委員会で、私はないというふうに基本的に考えておりますんで、だからその必要は、執行部の方でそういう委員会を作っただけじゃありませんか

ということでしたら、相談の受け皿を新たに作ることはいいかと思えますけどね。私はこの委員会はこれで一応の決着をつけるべきであるというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 新たな受け皿というのは、別の組織体を作ること、ガラガラポンで、はい。はい、ありがとうございます。もう一方ありますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっき上杉さんや上紙さんも言ったように、この問題は何回もこの基本計画的なものという執行部の方に尋ねたけど、それはなかなか示さなかったという経過なんか、この特別委員会で僕も申し上げたと思うわけです。この検証結果をして、それで執行部に渡した後は執行部でやっていく、それでするよいかと言った話をしたときに、やっぱり総務部長、それで、そういった返事をしたというふうに思うわけですけど、いかがでしょう、確認ですけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、亀屋整備局長。

○亀屋愛樹庁舎整備局長 ちょっと総務部長おりませんけども、執行部としての意見というのは、これは基本計画を策定するにあたり、議会としてその方向性、方針というかたちでそれを示していただきたいということで説明したと思います。ですから、今回住民投票で行いました賛成多数となりました耐震改修一部増築、この案に対するその内容を、基本計画ができる判断となる基となる方針というかたちで方向性を示していただきたいということで説明したんであって、決して基本計画を議会の方に作っていただくという意味ではありません。ですから、その方向性だけは示していただければということで執行部の方では申しております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 住民投票の結果としては、現地での耐震改修一部増築ということで、ですから方向性も決まっているわけなんですわね、方向性としては。それに対して当初の2号案について精査をして、それが実現できないということで変更案が出てきたということであるならば、方向性としてはもうすでにこの場所等で一部増築、それから改築決まっているわけですから、方向性はもう1つできているわけなんですわ、方針としてはね。ただ、そのいわゆる肉づけがほしいという話だろうというふうに思います。それは修正案が出てきた分を、じゃ、執行部サイドでそれを採用するかどうかというのは、議会でこれをこういった方向性が出たということであって、そのあたりの判断というのはやっぱり執行部サイドじゃないかなというふうに私は思いますけれども。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 市長が一般質問の中で、この議会に投げかけてこられたこの基本計画的な方針ということなんですけど、我々特別委員会は、この示された2号案の検証という結果、これをまずは真摯に受け止めるということ。それで、今日も先ほど全協で説明がありましたように、新たな案、2号案ができないということをベースに、じゃ、それに近づけた場合、どういうプランが示されるのかということをお示しされた。この差額もこの総事業費43億だけでも、しかしながらこれはまだ民意は問われていないということですよ。要するに、2号案のできないということについては、2号案、これは民意で議会に示された、住民投票で示されたそれを検証した、その結果できなかった。そして、できないけども、その2号案に近づけてい

くプランとして示された内容については、これは大幅に2号案とは違うわけでした、内容が。そのことについては、民意は問われていない、そういうふうに私は考えます。ですから、今日示されたものをもって市議会の方向性ということではない、あくまで特別委員会が示せるのは、2号案は検証したけども、できなかったということまでじゃないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 湯口委員。

◆湯口史章 委員 はい。私はこういうふうに考えておまして、2号案についてはやはり原案どおりではできなかったということだろうと思います、これはね。これは皆さん、共通認識だと思います。ただし、できなかった要素というのは何かということを考えますと、免震の問題とかということはあるんですけども、そのプランニング的な部分で言うと、駐車場台数の不足ということはあるんですけども、それは完全にできなかったということではないんだろうと思うんですよ。それに代わるものとして変更案というものを我々が一部修正したということですから。ただ、一番大きな問題は、やはり金額の大きなこの差ですね、我々が示していたものと、今回の設計価格で積み上げたものがこれだけ違うと。あとは請負価格の予想競争をしても仕方のない話でして、そのあたりも踏まえて、変更案という我々の与えられた権限の中でやれる範囲としては、こういう方向でやってみたらこうこうな金額はかかりそうですよと。

ただし、これについても当初案のときから、精査が恐らくされていないのではないのでしょうかというような、問われている問題も何点か実はありまして、やはりそういうことを総合的に、本当はやはり執行部さんが検討されることだろうと思うんです。その中で当然、議会の受け皿として御意見を伺ったりするような委員会が必要ということであれば、また新たにこういった特別委員会というようなものも作られていくでしょうけども、私は今回の日本設計さんの業務を終えて、そういうかたちで今後進めていくということになるんだろうと思うんですね。それで、執行部はやはりその中で住民の皆さんが本当にどう今回の結果を受けて、考えていかれるのかということも含めて、庁舎整備の問題に取り組んでいかれるべきだというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 今、湯口委員がおっしゃいましたし、今日までの特別委員会の中でもお話をされたというふうに思いますけれども、住民投票にかけた積算根拠と日本設計さんがやられた積算根拠が全然違いますよね、基本的なものがね。それで、問題は日本設計さんが、例えば、工事費を31億という検証をして持ってこられた。言え、31億というのは設計価格ではないわけですよね。それがこれからいろんな段階において、今の条件の中で工事を進めていけばその都度、金額が下がっていくだろうというふうに予見できるわけですけども、それがいくらかのなんてことは我々当然確定できるものでもありません。言え、市民の皆さんにこの検証結果を受けて、どういう検証に基づいてこの積算が出て、この金額になりましたということをしちっとどう説明するのかということも、これから議論しなきゃなりませんし、現在、変更案というかたちで検証を進めていただきました。委員の皆さんには、この2号案に対する考え方については、それぞれ御意見があらうかというふうに思いますし、厳しい御意見をお持ちの委員のかたは、2号案は実現不可能なインチキな案だったということが明確になったと、はっきり断じられるかたもありますけれども、言え、先ほども駐車場等の問題が出てまいりまし

た。現在の免震工法で117台というような報告が出ておるわけですが、これも第2庁舎については、工法は設計の段階で決める。これは当然これから先の基本計画、基本設計、そういう段階で工法を決めるという話ですから、その工法が決まれば、また駐車台数ということも動いてくる可能性もございます。何でおかしいんですか、おかしいですか。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 私は、先ほど桑田さんがおっしゃった御意見に賛同します。2号案はもうできないんですよ。だから、それが検証結果であって、今、委員長が例えば、積算の方法が違うということをおっしゃったけれども、1点反論いたしますと、例えば県庁を山本浩三氏は平米単価で割って出している。それは違うんですよと、はっきりと言われていたわけですよ、積算根拠ですが。それで、駐車場にしても150台、今現在151台ある駐車場が6割の日数でも満車であると。じゃ、150台は取れないけど、120台ならいいのかと、そういうことにはもう決してならんわけですし、しかも、20.8億の部分が33億2,000万ですか、総額では43億4,000万ですよ。だからあえて、日本設計がこれだけ金額かけられるのなら新しく建てられたらどうですかと、直す意味なんかありませんよ、こんなもん。だから、これをもって執行部に基本方針的なものとして出すということは、僕はあり得ないと思います。この変更案ですね、変更案でもってこれが基本方針的なものですよということで執行部に示すこと自体がおかしいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと私が確認したいことが、ちょっと飛んでしまっているんですが、結局基本計画的なものをどうのこうのっていうのは、それぞれの委員のかたの認識は聞かせていただきましたけど、議長の名誉に関わることでですからね、議長がそれを諮問したのかどうかっていうのをそこはちょっとはっきり教えていただけませんか。議長が基本計画的なものを検討してくださいと、はっきりとそう言われたのであれば、それは、またそれは議長にちょっと言わんと思うけど、ちょっとそこはどうですか。ただ、委員長の何て言うかな、思いでそういうことを述べられたと理解しているのか、私はそこがちょっと気になっているんです。議長が言われたのかどうか、議長が言われたのか。

◆橋尾泰博 委員長 私は文章で諮問されたわけであれなんですけど、当初、伊藤委員が住民投票で市民の選択が出ておると。もうこれが団体意思になるから、検証作業なんかはする必要がないと。もうすぐ市長の方に事業推進をさせるべきだというような御意見のやり取りの中で、議員の皆さんの総意としては、住民投票をかけた議会としての責任はあると、だからやっぱりきちっとした方向性を導かなければならないという意味は、皆さんに御確認を取らせていただいたというふうに思っております。その中で、じゃ、基本計画的な方針、これ基本計画を作るということではないですよ、基本計画的な方針を議会として提案をしていただきたい。そういう、じゃ、どういうことを特別委員会として、市の執行部が求めておられるのか、そこを聞かせてくださいということは何カ月もやり取りをした、その経緯も皆さん御存じだと思いますけれども。ちょっと待つて。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、経過は私もここにおりましたからわかるんですよ。議長がこの特別委員会に、この基本計画的なものをしてくれって言ったのか言っていないのか、もうイエスかノ

ーしかないんですよ、そのどちらですかということです。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 議長が言ったかどうか、これ文章で委員長ももらったもんじゃないと思いますんで、これは答えられないと思うんですけども、委員会としては基本計画の方針案を作るということで、この委員会ができたというふうには思っておりません。これはやはりあくまでも2号案の20億8,000万円という、これの検証をしなければならないということだったというふうに思います。それは、先ほどの話にもありましたように、当初の出てきた案については、20億8,000万円という数字という内容が分からないということで、山本参考人にもそれぞれ2回来ていただいて、それぞれの委員会質問等々する中で、その質問を受けた後に、いわゆる日本設計に知見の活用としてこれを検証していただいたということでもありますので、それが我々の今、この議会に、委員会に与えられた責務だというふうに思っていますんで、その議長がその基本的な方針案を出してくれというふうに、私は議長から言われたこともありませんし、そういう認識はありませんし、他の委員さんはどうか知りませんが、私は少なくともそういうふうに思っています。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 当然私もそう思っていましたので、でも、その委員長の報告で話されることを聞くとそう誤解を招くような言い方をされているので、だから私はその事実確認としてあったかどうかという確認をさせていただいたので、やはり本当に市民が何が本当で何がうそというのが本当に分からんような話はしていただきたくないし、やはり説明するときはきちんと誤解を招くような言い方はやめていただきたいということは申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。当然議会として執行部の方に、議会の検証作業等もやりましたし、いろんな議論もいただきました。また、この2号案について定かでなかった部分、言えばそれを例えば、I類、A類、甲類というようなものを定めてまいりましたり、それから、鳥取市の正式な見解が出たことによる追加の工事等も当然鳥取市の機能として求められる分、それらもプラスして検証作業をさせていただきました。そういうことを全部まとめた方針を出すわけですから、それが当然基本方針的な非常にリンクするというので、私は市の市庁舎整備局との議論の中でそういう方向でやれば良いというふうに思っておりましたけれども、報告書が出れば、当然その議会としての方向性というのも当然報告するという範疇に入りますので、その議会に報告をする報告書を持って基本方針案、基本計画的な方針ということに定めてもよろしいですか。違うのかな。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今日、日本設計の方から報告書が出たわけですし、これが第1部、2部と、2部の報告書が出ておるんですね。ですから、この第1案、第1部の鳥取市庁舎の耐震改修及び一部増築案の調査、これがまさに知見の活用で調査依頼した中の報告書であって、先ほど房安委員が言われたように、報告書としてはこれが正規のものなんです。正規って言いますか、これが本来の報告書だというふうに思っております。それで、この計画案、変更案の検討と今後の課題というのは、それに理念として、じゃあ、それこそそこで切ってしまうんかいという話、議論の中でやはり住民投票としてはここに一部増築、耐震改修ということができたんで、

それに近いものということで、この変更案が出てきたということであって、委員長の方、委員会の報告としてはやはりこの報告書案の1、これだというふうに思っております。それにあえてその計画案、変更案、委員会の中で、議論する中で、こういった変更案もありますということですから、これは方針ということじゃなくして、議論の経過の中でこういったものが出てきたというかたちの中で、これは報告すればいいんじゃないかというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員から1つの提案があったわけですがけれども、はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今の提案、基本的にはそうだと思います。最初のその検証結果不可能であったと、これがあくまでその我々が求めた検証結果のその報告だというふうに思っていますし、それに最初の2号案に近づけたような案とすればこの43億4,000万かかりますよというのが、そのあとの提案である。ただ、その条例案を提案したこの議会の責任として20億8,000万でできますよというふうに市民に提示して、4万7,000人のかたが20億8,000万、ここで耐震改修しようというふうに投票されたわけですよ、そのかたたちに対して本当にできませんでしたということを議会の責任として丁寧に説明し、また最初から、それじゃあ駄目だ、新築にしようという3万人、この3万人のかたに対してもしっかりと20億8,000万というのはうそでした、うそを提案して条例案にかけてしまいましたというのを議会の責任として本当に1カ所2カ所じゃなくて丁寧にしていくのが我々の責任であり、その責任を果たしたあとに、執行部に対して説明したあとにいろんな民意が出てきますよね、それを含めて執行部にお渡しするというのが私は順序だと思います。桑田委員もそのつもりで言われたと思いますけれども、多分そういうかたちだと思うんですけども、いかがでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 今の島谷委員の御意見に対して御意見ございますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まず、上杉委員にちょっと確認をとりたいんですが、その報告書が1と2に分かれていますよね、変更案の分は言えば1つの考え方というか、こういう考え方もあるよって言ったら言い方がちょっとまた違って来るかもしれませんが、まあまあ1つの考え方だよというような位置付けと言いますか、そういう考え方でいいのかなとまず思ったことと、まずそれを最初お願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この変更案については、本来であるならば、この第1で一部増築案の調査は、これはできなかったということで、ということで、これでもう調査業務は終わるというふうに思っております。調査業務はね。調査業務ですから、できるかできないかそれ20億。だけでもできないということであるならば少なくともその理念に基づいたかたちでやる方法、だから、工法の変更であったり、あるいは駐車場のそれこそ台数の変更であったりする中で出てきたのがこの変更案です。ただ、これをその委員会あるいは議会の方針としてそれをすることまではまだ決めてないということなんですよ。でしょ。だというふうに私は思っております。ですから、これはあくまでも委員長報告というか、委員会の報告の中で検証結果はこうでしたと。ただ、その中で委員会の中で、それに近いもの、より近いものとする中で、変更した案が出てきましたということでの報告でしかないと、これをこのまま、じゃあやれという話ではないというふうに私は思っております。そういうことです。わかりますか。

◆橋尾泰博 委員長 湯口委員。

◆湯口史章 委員 私も上杉委員と同じ意見になろうかと思いますが、やはり調査業務としてはできなかったということが我々の調査をして議会の方へ報告する、これが第一番だと思います。それで、今後の課題であるとか、その変更案というのは、そうは言っても、じゃあできなかったからできませんでただけではということで、その考え方や理念をなるべく変えないかたちで金額を出してみよう、どういう方法があるんだと、こういう中からこの変更案というのが生まれてきて、これに沿ったかたちでお願いをしてみたということで、それにしてもいろんな課題があるということも専門家の方からは出ておりますし、あるいは金額までこうこれぐらいになってくると1つのものの考え方として同じ規模のものが新しいものでできますよというようなことも1つ出てきてしまったわけですけどね、あくまでも、このあとの分については、本当に参考資料と言え参考資料だろうと思います。だから、我々とはとにかく検証としてはできなかったと、住民にお約束した内容ではできませんでしたということが、我々の結論だと思います。それを受けて、執行部の方は、今後どのような対応をされるかということは市民の皆さんの声も当然聞かなければならないでしょうし、あるいは我々も今後のこのできなかったということについての説明を市民の皆さんにする上で、今後庁舎の整備、どう組み立てていくかというところを再度考えていかなきゃならんのだらうなとこう思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 先ほど、この変更案というのは、執行部に提示すべきものではないというふうに申し上げましたが、今意見があるように参考資料ということ程度であればいいのかなと思いましたが、1点だけ、検討会で事務所協会の調査業務で出した報告書があるわけですよ。これ37億4,000万、設計・監理費が含まれておりませんが、ほとんど同等の結果になつてくるわけです。事務所協会は同等の結果じゃないかと、日本設計の調査結果を是として自分のところは否のままですかという申し入れ書が出ていますよね。それで、先般、先回の特別委員会ではちょっと途中で話が終わってしまったわけですけども、議長において正副委員長にその事務所協会に申し入れに対する対応をこの特別委員会で話し合ってもらいたいという申し入れが現にあったわけですね。ですから、参考程度に執行部に示すというのであれば、私は事務所協会の調査結果も同時に示すべきだというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、房安委員の方から、建築士協会が提出をされた報告書、これも一緒に提出すべきだという提案がございました。今の房安委員の提案について御意見のある委員のかたはお願いをします。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、この特別委員会に検討会で示されたときの県の設計事務所協会のことが出ておりますけど、これはこの特別委員会では、いかがなものかというふうに思います、僕はね。それで、この日本設計が検証した結果なんですけれども、縷々お話があったわけなんですけれども、20億8,000万を検証するというかたちで日本設計にお願いをした結果が今日の報告になっておるわけですね。それで、日本設計は山本さんのその考え方ではできないというかたちで、できないという1つの判断で、だけれども、特別委員会では縷々話はできましたけれども、住民投票にかけた2号案をどうやってそれに近いものにするかという1つの考え方の中で、30億2,000

万ですか。33億2,000万、これは日本設計がこうすればこれだけの金額はかかるという1つの示したもんですからね、これはこれで僕は日本設計の考え方だからこれはこれで僕は受けるわけですけど、これが全てベストというわけではないということだけはちょっと申し上げておきたいというふうに思いますし、それから、さっきいろいろ話が出ましたけれども、この特別委員会で、43億4,000万という数字を言われますけど、これは2号案にかけたときにはもう3点セットの数字だけだったわけですからね。当然この今回出た数字の中で43億4,000万というものを、もう20億と同じようなかたちで何か比較、20億8,000万が43億4,000万かかるんだというふうなかたちで申し上げるのはやはりもう少し内容説明すべきだというふうに思いますよ。我々が2号案の20億8,000万が43億4,000万かかるんだというふうなかたちで、物を言うということは、やっぱり市民に誤解を招きますよ。33億2,000万というものが20億に対しての検討の数字だということだけは申し上げておきたいというふうに思うわけです。この辺を、先回の特別委員会でも申し上げましたけど、我々特別委員会の中で20億8,000万が43億4,000万になったというふうな判断でものを言ったら、市民を惑わさずというか、あくまで日本設計が20億8,000万に対しての試算をしたのが33億2,000万だと、これの数字なんですよ。この辺をやっぱりしっかりと踏まえて、僕は今日の日本設計が出した報告書はやっぱりそういったことを踏まえて執行部に渡せばいいというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、上田委員のおっしゃったことちょっと少し私理解できないところがありましたね、日本設計は基準に照らし、日本設計の基準でやっているわけじゃない。国の基準に照らして今回このような積算を出してきた。それで43億、43億とおっしゃるんだけど、実際この概算工事費だけでも31億、これをこの市民の皆さんに示したにしても我々が当初議会に提案をされて、この審議を検討会でされた20億8,000万、これと比べても多く10億近く異なっているわけですよ、異なっている。そういった意味から言ったら、この20億8,000万そのものが民意を大きく裏切ったということになるわけですよ、議論から言ったら。ですから、私は先ほど申し上げたのは31億ということが出た。これは民意ですかと、そうじゃありませんよね。実際20億8,000万で多くの市民の皆さんはできるんだと信じて投票された。しかしながら、国の基準に照らして、喫緊の県庁のことをずっと引き合いに出されているけども、これはやっぱりこの日本設計さんのこの御説明を私は常識的に受け止めるべきだと思いますよ。その県庁の、その喫緊の公的の免震工事が県庁だからと言って、そこに全ての基準を合わせるような、やはりこのあり方というのが私は権威あるかたの1つの試算のあり方なんだろうかなと私は疑問に思いますし。ですから、いずれにしても、先ほど房安副委員長の方から建築士事務所協会のことも一緒にというお話ありましたが、これは数字論としちゃ数字論だと思うんですが、これを一緒にという話というよりも、まずは特別委員長の報告が先決ですから、その特別委員長の報告の中にそういった文言も含めていただいて、まずは報告をしていただくと、それを市民の皆さんにきちっと聞いていただく。そこからじゃないと次の議会全体としての議論も進まないと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 事務所協会のことが出ましたので、改めて私なりに御意見申し上げますと、その37億、数億ということについては、また今回とはまた違ったかたちでの考え方に基づいての提案だったんだろうと思うんですね、あれは。要は、今回我々は、できないということを前提に変更案というようなかたちで参考に出していただきましたけど、これは山本先生が示された考え方を日本設計流で言うと設計者としてではなくして、技術者としてそれを損なわない範囲でおやりになられたということをおっしゃっておられましたけども、そういうかたちで作られたものですし、それから一方、事務所協会さんの場合は実現可能な方法で提案していただけないかということだったものですから、かなり原案の考え方とは違った、設計者のある意味視点の入った、ああいう提案だったんだろうと思うんです。だから37億なんぼという数字も出たわけですけども。

ただ、私が思うのは、事務所協会さんの37億は別としても、要は使いながらして今の工法では無理ですよという部分は、この事務所協会さんが指摘をされた内容と合致しているんですよ。このまんまでは地下室は無理ですよというのが彼らのある意味での検証結果だったんです。それで、じゃあそれを踏まえて実現可能な方法だったら考えてみてくださいというのが立駐であったり、ああいう提案だったというふうに思っていますので、金額のことは別として、やはり同じ検証結果になったということについては、なんらかのかたちで私は委員長報告等で触れてもいいんじゃないかというふうに思っております。それからもう1つ、桑田委員が言われました日本設計の設計価格のことについてのお話がありましたけど、私も全く同感であります。これは日本設計の考え方だからということではなくして、これが唯一全国に通用する積算根拠なんですよ、概算費用を弾くという上では。

それで、私最初のときにも言いましたが、請合価格を当てる競争をしているような議論してもこれ仕方がないんでしてね、数字を。なんぼだったら落ちるだろう。これぐらいでやったら請けてくれるだろうというような、これは例えこれが県庁の物件だろうが、物件が変われば時期も変われば当然これまた変わる話でして、その予想屋がしている話ではないんで。結果は同じ条件で同じようにその金額の中で設計されて、発注されたら答えは出るんでしょけどね。ただいまの段階で予想合戦しとって仕方がない話でして、やはり基本に準じたかたちでの今回の数字というのは我々はそれなりに受け止めなきゃいけないというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今日も私も先ほどの全員協議会の席で、若干触れさせていただきましたけれども、設計もしていない段階ですから、日本設計さんも国土交通省の基準である新営予算単価で積算をしたということでもあります。言えばこの耐震改修案の予算の枠取りというか、上限というか、それを積算をしたということでございます。ですから、当然これから基本設計やったり、実施設計やれば当然この31億の工事費より安い金額の設定になるでしょうし、また入札をかければ当然業者さんのこともなるんですが、ただ1つ金額の問題もちょっと出てまいりましたんで、若干お話をさせていただきたいんですが、当初20億8,000万、これは市民の皆さんと山本さんがとりまとめられて結の方からこういう案もあるよと対案としては。それを議会として議論をしていく中で対案としてこの工事費20億8,000万というものを、決定をいたしました。その審議の過程の中で、当初のお考えは県庁と同じような同じ免

震工事でやるということでありまして、県庁の場合は耐震改修促進法、これを使ってやられる。そのことによっていろんな緩和策が使えるということでもありますから、そういうことで県庁と同じようにそんなに大きなお金をかけないでの耐震改修に取り組みたいという考え方であったというふうに理解をしております。

そういうことで、この2号案の検証を進めていく中で、私ども特別委員の皆さんの思いからして、鳥取市役所として本当に求められる機能、性能というものを設定しなけりゃならないということで、I類、A類、甲類という基準を定めました。それから、また山本さんが提案をされた折は、言えばいろんな消防法だとか、いろんな法律があるのでということもありましたけども、本庁舎についてはそんなに大きな規制がかからないのではないかとというような考えの上でやとった、いや、私が申し上げたいのは、この2号案の検証をしていく中で、この特別委員会の皆さんとの議論をしていく中で、言えば機能だとか、性能だとかということを図っていく上で、当初この住民投票条例案を検証するというものでありましたが、それにいろんな議論をいただく中で基準を定めていった、それによって追加の工事も出てきたということですから、単純に比較をして20億が31億になったという話ではないですよと、この31億も最終的にはどの金額で落ち着くかも分からない。そういう状況で報告を受けて市執行部の方にするんだけど、我々は市民の皆さんに報告もする義務はありますからどういう報告を。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 今、委員長が市民のかたにどういう報告をすればというふうな、おっしゃいましたし、先ほど上田委員の方から43億なにがしかというのは20億8,000万に対応していないというようなお話がありました。確かに20億8,000万というのが、まず第一にできないという結果が出ているわけですから、私は市民の皆さんにはここで耐震改修すれば一体いくらかかるんだよと言われたときに、33億2,000万ですと言うことはできないと思うんです。必ずしなきゃいけないそのヒ素の処理とか、ですから私は先ほどから43億4,000万総事業費で要りますというふうに言っているわけで、これは市民に対して説明する上で必ずこれは言わなきゃいけない話だと思います。30何億でできますという話はできないと思いますんで、私はそういう意味で総事業費43億4,000万と、それで先ほど言われたように丁寧な説明をして市民の民意を図るべきじゃないかというふうに私は思っているわけです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** その43億なにがしの話になっていますけども、要は、その他経費の部分というその10億2,000万の部分というのは、今回の工事の判断ミス、いわゆる試算ミスによって影響した部分というのはヒ素の部分の立米数がかなり残土の処理が増えたというのは、おそらく数字的には多分ここに影響しているんだろうと思うんですわ。ただし、単価であったり、埋文のことであったり、あるいは大規模の修繕のことや下水のことであったり、調査費のこういったことについては住民投票にかける時点ではいろいろ議論はありましたけども、まだ調査もしていない、あるいはボーリングもやっていない段階で軽々でその金額を載せるのはいかがなものかというようなこともあって、じゃあ、ここのこういう内容については別途ですよと、はっきりしていませんからということだったわけですからね、だから、総工費としては今の変更案

はこうですけども、当初案のときについてはまだ調査がしていなかった関係で、こういうことは確定しておりませんでしたということが、どこかである意味この工法にもかかるのかもしれないんですけども、そういうことを表現していただけたら私はそれはそれでいいんじゃないかとは思いますが。でも、20億対40何億という捉え方をされることがいかなものかということ言えば、そういう配慮をすればいいんじゃないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 当然、住民投票にかけたときには、直接的な建設費ということで1号案も2号案もかけておったわけですから、同じように公平公正に検証するというのであればね、本来は74億8,000万の市立病院の方も実際どれくらいその他費用が。

◆湯口史章 委員 委員長。そういうことを言われるから、またややこしい話になるんですよ。これはもう事実としてこの場所に建てる上では絶対にしなきゃいけないという結果が出た内容の金額を載せているということですから、市立病院跡地に何が出たかわからんというような話とは訳が違うわけですね。

◆橋尾泰博 委員長 いや、だから、私が。

◆湯口史章 委員 そういう発言は、委員長控えていただきたいですね。

◆橋尾泰博 委員長 私が申し上げたいのは、その20億8,000万の検証をしました。それに伴う検証結果として、総額として33億2,000万ですかね、金額が出てきたのは。という検証の報告で、それで、これはこれでやっぱり検証結果として市民の皆さんにきちっとお話をしなければならん。それで、その後の過程の中で土壌汚染調査をしたらヒ素が出てきましたと、それで、これだけお金が実際要ります。それから文化財調査で1億3,000万要りますとか、そういうその他費用が10億2,000万かかりますと、これはやっぱりきちっと区別をして御説明しなきゃならんだろうというふうに思っています。房安委員。

◆房安光 副委員長 湯口委員がおっしゃったこと、それから今、委員長がおっしゃったことを十分踏まえて、私もそれで妥当だろうと思います。ただ、なんで島谷委員や私がそれにこだわるかということ、住民投票の投票活動のときに、2号案を指示されたかたがたは20億8,000万ポッキリですよと、それ以上1円もかかりませんという投票運動をしているわけですよ。それが、市民が誤解をしてそれに投票したというふうなことも考えられるわけですね、だってそうでしょう。20億8,000万ポッキリって投票活動していたじゃないですか。だから、それにこだわるんですよ、私たちは。それで、反対派の1号案を支持する人たちは、片原貯留管でヒ素が出ているんだから、ほぼ間違いなしにここでも出ると、出ればこうなりますよというのを、みんな積算をして市民に示していたわけですよ。20億8,000万なんかじゃできませんよって言っていたわけですよ。だから、そういう誤解を植え付けて投票活動をしたから私たちはこだわっているんです。

◆橋尾泰博 委員長 原点に戻っていただきたいと思いますが。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 過去のそれこそ投票運動ということまでまた戻せば、要するに今進んでいる話が全く進まない、言ってみれば不毛な議論になっちゃうわけですし、私はこのことがいつまでもこういう議論をしても、先には多分進まんだらうというふうに思っております。まず、20億8,000万円というのは、これは2号案というのは検証の結果できなかつたわけですし、こ

れを32億と比較すること自体がこれは比較すべき問題では私はないと思っているんですわ。というのは、新たな変更案というのは別の案ですから、だから、20億8,000万円の案というのはできなかったということで、そこでもう終わってしまう話なんです。終わってしまう話なんですわ。ですから、当初の2号案は、要するに検証ができなかったわけですから金額は出ないわけですわ。それははっきり書いておるんです、ここに。それで、委員会から示された変更案についてはこれですよということです。これを諒とするか、諒としないかという議論です。それで、そのことについて今後の方向でいったら元の議論になりますけれども、執行部サイドでこの資料を出した中で、執行部がじゃあこれでいこうかということになれば、新たにまた市民にそれなりの説明をして了解を求めていくということだろうというふうに思っております。ですから、ここでの今の議論は大変私は先に進まん議論、何かそれこそ時間の無駄のような議論をしているような気がしてなりません。ですから、議事整理していただいて進めていただければというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上杉委員が言われるように、全く新しい案ですので、私たちも決して後ろに戻ろうというのではなくて、2度と同じような過ちを犯さないためにも、やはり全ての、いくら要るんだということを言ったらどうですかという話をしているわけですから、全く後ろ向きの、前のじくじたる思いというのはいろいろあると思いますけれども、でも、それはそれとして。

◆橋尾泰博 委員長 前のじくじたる思いってどういうこと、何のことですか。

◆島谷龍司 委員 いや、我々の話です。

◆橋尾泰博 委員長 我々ってどういう意味で、どういう意味だ、じくじたるって。

◆島谷龍司 委員 うん。という思いがあるので、ただ、先ほどから言うように市民の皆さんにしっかりと2号案っていうのはできませんでした。新たに、もしもここでするんだったらこれだけかかりますというのを出したらどうですかということを言っているわけです。ですから、前に進めればという話です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。この度の検証については、私は必要ないっていうことはこの委員会でも述べてきたんですが、結局その検証の結果、3点セットを20.8億円でするのはできないっていうことが1の報告書に書かれているわけですね。けれども、20億程度で、この現在地での耐震対策と言いますか、耐震改修及び一部増築というのが条例案でしたけど、それができないっていう証明にはなっていないんですよ。それで、思い出していただきたいんですが、この条例を作る検討会のときに、全会一致になったものっていうのが、3点セットを20.8億円っていうところで全会一致になったわけではないですよ。最後の最後まで金額入れるごとに私たちは、共産党は反対をしていました。けれども、住民投票をやるということにつけましたよね、市民の声を入れてというところ。ということは、私は住民投票をするときに20.8億円ポッキリでどうのこうのっていう、そういうときに3点セットにはかたちとして、かたちには本当はこんなんはいらんし、こう思うけど、でもやっぱり新築移転には反対だと、現在地でやってほしいっていう3点セットに必ずしも同意をして投票したわけではないっていう、私はそう思っている

んです。だって、私も半地下はいらんのと違うのかなって言ったりして、言いましたから正直。だから、要は新築移転には反対。そして市民の声で、声を取り入れて計画を見直すっていうやっぱりそこが最終的な一致点であるということなので、だから、私は検証も必要ないし。

それで、もし仮にこの検証って本当に言うんだったら、それは市民の声を聞きながら、この現在地でどう耐震改修案を作っていくかっていう、その作業をやっていくことこそがやっぱり検証になると思うので、だから今ずっといろいろされている議論は、それはわかる話もあるし、分からん話もあるんだけど、本当に私はちょっと必要がないというか、そもそもすごく拘り過ぎだと思います、私その3点セットの20.8億円に。とにかく全会一致したところがその時点ではないっていうことを言いたい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 また、上杉委員がおられん間にちょっと言おうかと思えますけど、元に戻るような感じになりますけどね、住民投票の民意をどういうふうに汲み取るかというのは、今、伊藤さんが言われたようなお考えもあるでしょう。ただ、私はそういう考えのかたばかりではないわけだね、安いからいいという人もおられたはずですし、この地で離れてほしくないという人もおられたでしょうし、これ以上は余分なことは言うまいかな、いろいろ民意があって、あの結果は出ているということですから、伊藤さんが言われるような考えだけではないということだけ私は申し上げておきたいと思えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それは当然そうだと思いますよ。私が言うような人ばかりではないというのは当然わかります。けども、大きなお金をかけて新築移転はしないでほしいと、なるべくお金をかけずにやってほしいと、それが条例案では20億っていう、20.8億っていう数字が出されましたわ。だから、要はそれぐらいのお金で、ここで何ができるかっていうことを求めているんじゃないですか、市民は。要は新築移転に大きなお金使うなって、ここでなんとかしてほしいというのが総体的な多くの市民の願いだと思いますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 投票が大分前に済んでからね、市民の思いというのは私にもありますよ、思いを想像するんならいくらでも。伊藤さんのおっしゃっているのも正しいと思えますけど、問題は委員長、今日の正式な報告を受けてこれからどうするかっていう議論に今日入ったはずなんです。それで、さっきもいろいろ皆さんおっしゃってまして、そのとおりでいいと思えますしね、島谷委員さんがおっしゃっているのもそのとおりで、40数億、これははっきりと出さなきゃいけないと思います。けれども、裏を返せば山本先生が素案をお作りになって、結が提案された20億8,000万にも、比較するんなら10億足さんと比較にならんわけですよ、その他費用を。あれでもかかるわけですから、どっちにしても。だから、そういうことをやっぱり広報が、延びるか延びんか、この広報のことについても言おうと思っておりますけど、広報にでもそういうことをきちっと載せてわかりやすく、この間もNHKが放送していましたが、20億8,000万と40数億というのを単純に比較してましたよ、NHKさんが。これではやっぱり誤解を招きますので、はっきりと40億というのを示さないといけません、要るものですから。けれども、

それをどういうふうな考え方で、今後この検討委員会がどうあるべきか、ということ、先ほどから私が申し上げて、ここで次のステップを踏むというようなことは、この調査特別委員会にはむしろ権限がないというふうに私は認識しておるということ、先ほど申し上げましたけれども、だから、報告書はどういうかたちとするのか、そういうことの審議に入ったらどうでしょうなあ、具体的に。前のことはちょっと控えましょう。

◆橋尾泰博 委員長 わかりました。今、事務局の方からお配りをさせましたのは、今回の検証の元になりました、この何月ですか、これは。今年の住民投票条例案の2号案の概算の見積書とそれから住民投票にかけました比較検討表の関連情報、2号案のみでございますが、最終の意見調整を図っていく中で、原点に戻って同じ共通認識の下にきちっとした方針を出したいという思いからお配りをさせていただきました。房安委員の方から20億8,000万ポッキリでできるというような話がありましたけれども、この資料を読めば既存の建物の体力、その他、地盤条件等により変動する概算値で金額は変更しますよというようなことも書いてございますし、一概に1円たりともというような極端な言い回しはちょっと控えていただきたいというふうに思いますし、

◆房安光 副委員長 この投票運動、活動をもうしていたということ、事実を言った。

◆橋尾泰博 委員長 それからこの耐震工法につきましても、現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定、このようなこともわかります。ただ、私が原点に戻ってほしいというふうに申し上げたのは、住民投票にかけましたのは市立病院跡地に新築移転案、それからもう1つが現本庁舎の耐震改修と一部増築案、これを住民投票にかけて〇×式でやっていただいた。それから皆さんで御議論をしていただいた中で合意が取れました文言を、この比較検討表にまとめてお出しをしたということであります。そのこともよく再確認をしていただいて、この最終報告に結びつけてまいりたいというふうに思います。それから、さっき事務局の方で確認してくださいということをお願いしましたが、どうなりましたかな。

○議会事務局 13日の午後までをお願いしたいということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 特別委員会を開いて。

◆上田孝春 委員 できるのかなあ、委員長。15日しない。できるだか。

◆橋尾泰博 委員長 今、事務局の方からメモがまいりました。13日の午後までに印刷の関係上お願いしたいとのこと。持ち帰り検討はぜひとも必要ということであれば13日午後特別委員会を開いていただいて、審議していただくこととなります。この1件だけで集まるのが問題となれば、持ち帰り検討していただいた内容をFAXなりで報告をしていただき、委員長一任とはならないでしょうか。非常に時間が次回の特別委員会15日を予定をいたしておりますけれども、15日に審議をするということでは、市報の印刷が間に合わないという担当者からの返事でございます。

◆島谷龍司 委員 ちょっといいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 事務局の方に聞きたいんですけども、これは当然第1稿として出すのが13日の午後ということで、校正は、これが校正、最後の校正が13日の午後ということですか、第

1稿ではなくて。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 事務局にお願いしたいんですけど、これ検証の第1報でございますね、これ市報に、字が細すぎるわ。これね、もうちょっとそれこそ市民にわかりやすくという原点に戻るんなら、こんな細いの、私でも、私、老人であるんですけど見えん。やっぱりこれ倍ぐらいにして、市民サービスをされるというふうなことの方が出す時期より大切だと思いますよ、私は。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。今いろいろと議論を、これも締め切りの件で議論されているんですけども、市報の中に刷り込むというのではなくて、別口で折り込みみたいな形で特集みたいなことはできないんでしょうかね。そうすれば、全体の構成、もうちょっと変わるかもしれませんけれども、どうなんでしょう、委員長。

◆橋尾泰博 委員長 字も大きくできるし。議会にそんな予算があるのか。

◆房安光 副委員長 倍、倍になる。

◆上田孝春 委員 それがいけんなら出すなって。次だ。

◆房安光 副委員長 だからこれ、A3な表裏にした倍の倍。

◆橋尾泰博 委員長 この市庁舎耐震改修案の検証、

◆島谷龍司 委員 議会だよりか。

◆房安光 副委員長 議会だよりはでん、

◆橋尾泰博 委員長 できんという結果が出たから、早くこんな段取りよくしているんか、市長、鳥取市は、ほんに。

◆上田孝春 委員 段取りがよすぎる、これ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 調査業務の報告は出たわけで、これは議長に今日提出されたということであって、これが例えば、これ、執行部にそのままいっている話ではないわけだわな。要するにこれ議会が頼んだ話だから、結果としては議会の方で、今、市報に載せるか載せないかというのは、我々議会の方の判断になるわけでしてね、それを執行部サイド、ここの広報の方でもう既にこの原稿はできて、それが13日に間に合うか、間に合わんかという話は、考え方で言うと本末転倒だというふうに私思っております。本来ならば、議会に報告が出て、議会としてはこういう方向が出たということを正式に、正式にですよ、市長なりにそれを報告するというのであるならば、それを踏まえてこれをすりゃあいいけども、だから、議会としてするのであるならば、さっきの議会だよりであったり、こちらの方ですればいいと思うから、これは一つちょっと保留して、本当にするのであるんだったらね、折り込みでもいいわけだし、そういった形ですりゃあいいんじゃないか。なかなか13日までに、委員長さんに全部一任という話にもなかなかならんところもあるし、15日は駄目だということだろう。

◆房安光 副委員長 だから、これ、だから市報は諦めりゃいい。

◆上杉栄一 委員 だから市報の13日が無理だということだったら、市報は今回は載せないとい

うことでいいんじゃないですか。

◆上田孝春 委員 そういうことにすりゃ、委員会で。

◆橋尾泰博 委員長 はい、もう一遍確認、はい。

◆上田孝春 委員 もう1回、それじゃ15日という。

◆橋尾泰博 委員長 別刷りにしてか。

◆上杉栄一 委員 別刷りでもいい。

◆島谷龍司 委員 さっきそれで、差し込みどうですかというのは僕の方から。それだったら間に合います。

◆湯口史章 委員 別刷りで。

◆上田孝春 委員 そうしようや、委員会はいいだ。あと執行部のやつ。

◆橋尾泰博 委員長 執行部は執行部の権限でやるというなら、やればいいけど、やったらけんかになる。さあ。そうしますと、この市庁舎耐震改修案の検証のとっとり市報の校正依頼でございませうけれども、まだ検証が十分時間も取れないということでございますので、別件で対応してはどうかという御提案がございました。そのように決めさせていただいてもよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 じゃあ、その旨を広報の方にお伝えをください。そうしますと、今後の予定として、報告書のとりまとめと方針を決めて、その決定事項に基づいて報告書を定めていくという作業がございませう。この作業を15日の特別委員会の折に詰めさせていただきたいというふうに思います。それで、15日ですが、時間はいつにさせてもらったらいいですか。

◆房安光 副委員長 もう10時でいい。1時半がいいか。

◆橋尾泰博 委員長 そうしたら15日、13時からということでよろしゅうございますか。

(「午前にはなりませんか」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 午前でやる場合でしたら、午前2時間で調整がつけばいいですけども、つかなかつたらお昼1時間休憩を取らせていただいて、1時再開というかたちにしましょうか。

◆上杉栄一 委員 15日の。

◆橋尾泰博 委員長 よろしいですか。

◆房安光 副委員長 10時。

◆橋尾泰博 委員長 午前中は駄目、はい。

(「駄目な人があれば、午後でいいです」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 じゃあ15日13時から特別委員会を開かせていただきたいというふうに思います。ということで、15日はその報告書の、最終報告書の取りまとめという作業に入らせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 最終報告書の取りまとめですけども、白紙の段階で、そこで議論ということには多分ならんと思います。ですから、できれば正副委員長なり事務局の方でたたき台みたい

なものを、箇条書きでも結構ですんで、そのあたりのことを出していただいた方が、その方が会議がスムーズにいくんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりはお願いしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。では、そのように取り計らわせていただきます。それでは、今日はこれをもって特別委員会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

午後6時40分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博